

§ 5 掛金等に係る手続き

§ 5の1 掛金（保険料）・負担金の概要

《共済組合》

1 費用負担の原則と負担割合

共済組合の事業に要する費用は、組合員と、事業主である地方公共団体等が負担することになります。費用の負担割合は、次のとおりです。

		組合員負担	事業主負担	地方公共団体負担		
共 済 組 合	短期給付に 要する費用	短期給付	1 / 2	1 / 2		
		福祉事業	1 / 2	1 / 2		
		介護保険	1 / 2	1 / 2		
		育児・介護休業公的負担			1 / 1	
	長期給付に 要する費用	長期給付	基礎年金	1 / 4	1 / 4	2 / 4
			厚生年金保険	1 / 2	1 / 2	
			退職等年金	1 / 2	1 / 2	
		公務による障害・遺族年金		1 / 1		
		追加費用（注）			1 / 1	
	事務費（福祉事業に係る事務を除く。）				1 / 1	

（注）追加費用とは

共済組合は、昭和37年12月1日に地方公務員等共済組合法が施行されて以降、長期給付（年金）に必要とする資金を、共済組合員の掛金（保険料）と、使用者である地方公共団体の負担金によって積み立てていますが、施行日前の組合員期間を有する者で、施行日以後も組合員期間を有し、共済年金の受給資格を持つ者の長期給付については、資金の積み立てを行っていなかった施行日前の組合員期間も算定の基礎となります。このため、施行日前の組合員期間に係る長期給付の資金として必要な額を、使用者である地方公共団体に負担を求めているものです。

2 掛金（保険料）率及び負担金率

短期、長期、福祉事業及び介護保険に要する費用に充てるための掛金（保険料）率及び負担金率は、次ページの表のとおりです。

【表の見方】

※ 事業主が負担するものには網掛けを付しています。（厚生年金の保険料は組合員と事業主が折半で負担）

※ 出産に伴う掛金免除の対象となるものを太枠で囲っています。

出産に伴う掛金免除の詳細は「[§ 5](#)の1の4（4）出産に伴う掛金（保険料）・負担金の免除」を参照してください。

組合員種別ごとの掛金(保険料)・負担金の割合等(平成30年4月1日現在)

(単位:千分率)

			一般 組合員	特別職 組合員	職員団 体専従	共済組 合職員	任意継続 組合員	備 考
短期	掛 金	標準報酬月額	43.1	43.1	43.1	43.1	※4	後期高齢者 医療保険の 被保険者は ※5
		標準期末手当等					86.2	
	負担金	標準報酬月額	43.1	43.1	43.1	43.1	—	
		標準期末手当等					—	
	育休・介護 公的負担	標準報酬月額	0.07	0.07	—	—	—	
		標準期末手当等					—	
福祉 ※1	掛 金	標準報酬月額	1.41	1.41	1.41	1.41	—	
		標準期末手当等					—	
	負担金	標準報酬月額	1.41	1.41	1.41	1.41	—	
		標準期末手当等					—	
介護 ※2	掛 金	標準報酬月額	5.91	5.91	5.91	5.91	※4	
		標準期末手当等					11.82	
	負担金	標準報酬月額	5.91	5.91	5.91	5.91	—	
		標準期末手当等					—	
厚生 年金 ※3	保険料 4月～8月	標準報酬月額	179.86	179.86	179.86	179.86	—	組合員と事 業主が折半 で負担
		標準期末手当等					—	
	保険料 9月～3月	標準報酬月額	183.00	183.00	183.00	183.00	—	組合員と事 業主が折半 で負担
		標準期末手当等					—	
	基礎年金 公的負担	標準報酬月額	39.0	39.0	—	—	—	地方公共団 体が負担
		標準期末手当等					—	
退職等 年金	掛 金	標準報酬月額	7.5	7.5	7.5	7.5	—	
		標準期末手当等					—	
	負担金	標準報酬月額	7.5	7.5	7.5	7.5	—	
		標準期末手当等					—	
経過 的 長期	公務等給 付負担金	標準報酬月額	0.1035	—	0.1035	0.1035	—	
		標準期末手当等					—	
追加費用率 (標準報酬月額)				厚生年金	経過的長期	} 地方公共団体が負担		
			義務	45.5	5.4			
			その他	27.6	3.3			

※1 福祉掛金・負担金は、短期掛金・負担金と一緒に徴収しています。

※2 介護掛金・負担金は、介護保険第2号被保険者について徴収します。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の組合員である。介護掛金・負担金の免除については「**§ 5**」の1の4（3）ウ 徴収適用除外者（免除）」を参照してください。

※3 70歳以上の組合員は厚生年金の被保険者資格を喪失するため、厚生年金保険料及び基礎年金公的負担は徴収しません。

※4 任意継続組合員については、退職時の標準報酬月額を基準に掛金を算定します。

任意継続組合員の詳細については「**§ 14**」の4の（1）退職後に加入する医療保険制度」を参照してください。

※5 後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員については、短期給付に係る掛金・負担金の標準報酬月額・標準期末手当等に対する割合は3.25（千分率）。（後期高齢者医療制度の被保険者とされる特別職・組合役職員についても同率）

★フルタイム再任用職員は一般組合員に含まれます

3 毎月の給与から控除される掛金（保険料）・負担金の算定

毎月の給与から控除される掛金（保険料）・負担金は、その月に適用される標準報酬月額を基準に算定します。標準報酬月額が遡って変更された場合は、変更された標準報酬月額を基準に算定し、掛金（保険料）・負担金の精算を行います。

【任意継続組合員の掛金の算定】

「**§ 14**」の4の（1）退職後に加入する医療保険制度」を参照してください。

4 毎月の給与から控除される掛金（保険料）・負担金の徴収

（1）掛金（保険料）・負担金の徴収期間

組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までの各月を徴収します。

（2）組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したとき（同月得喪）の場合

退職後の健康保険および年金等の加入状況によって徴収区分が変わってきます。

詳細は、次頁以降【掛金・負担金の算定基礎となる標準報酬月額の整理】を参照してください。

※ 次頁以降の図において

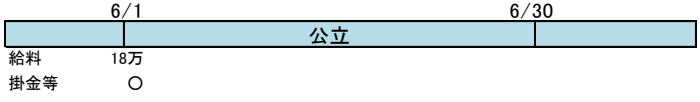
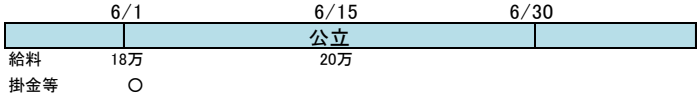
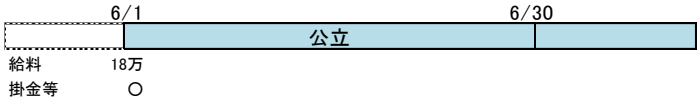
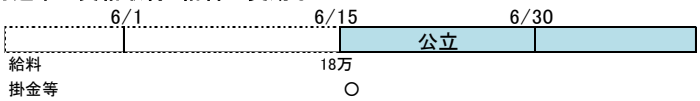
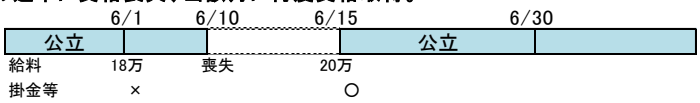
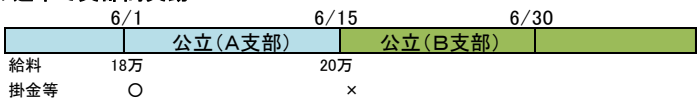
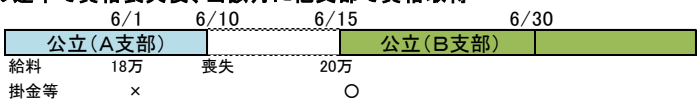
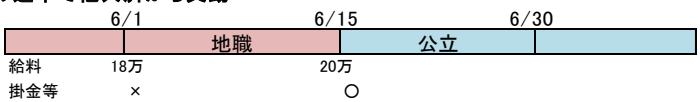
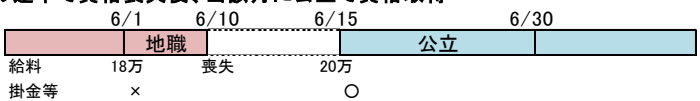
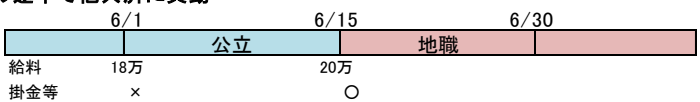
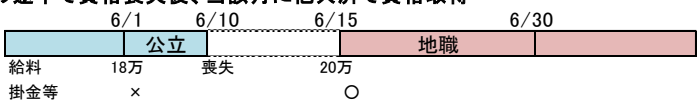
（短期）・・・短期、福祉、介護掛金・負担金

（長期）・・・厚生年金保険の保険料・基礎年金公的負担、退職等年金掛金・負担金、公務等給付負担金（一部除く）

【掛金・負担金の算定基礎となる標準報酬月額 of 整理】

(○…徴収, ×…非徴収)

A 平成27年9月以前(同月得喪以外)

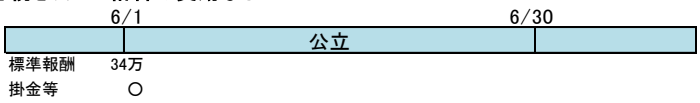
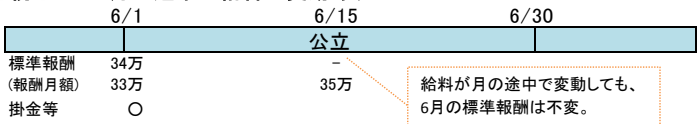
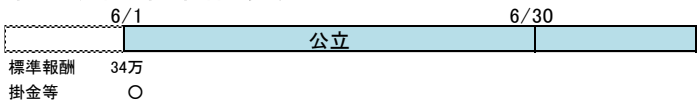
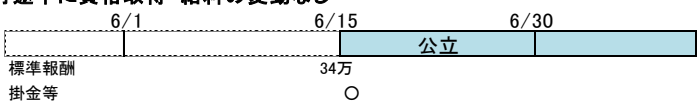
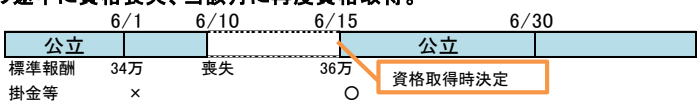
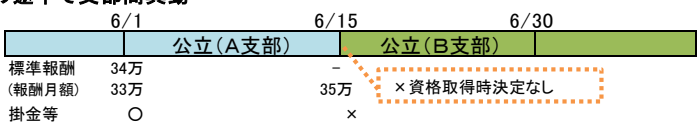
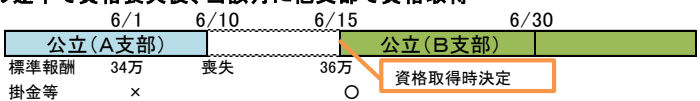
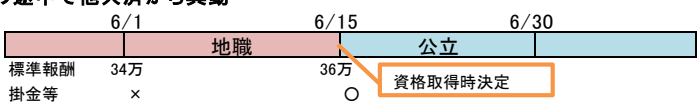
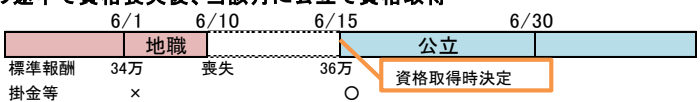
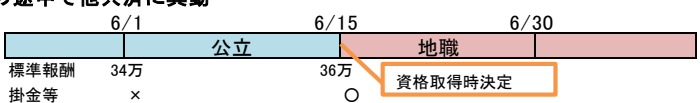
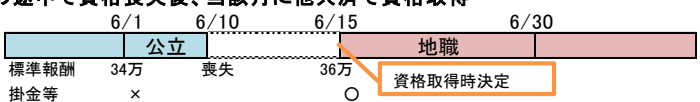
	事例	掛金の標準となる給料	備考
1-1	引き続き公立・給料の変動なし 	18万円	
1-2	引き続き公立・月の途中で給料の変動あり 	18万円	
1-3	当月初日に資格取得・給料の変動なし 	18万円	
1-4	当月途中で資格取得・給料の変動なし 	18万円	
1-5	月の途中で資格喪失、当該月に再度資格取得。 	20万円	
2-1	月の途中で支部間異動 	18万円	※掛金等はA支部で徴収。(運営規則第41条)
2-2	月の途中で資格喪失後、当該月に他支部で資格取得 	20万円	※掛金等はB支部で徴収。掛金の標準となる給料は、資格取得時点(施行規程第163条第1項) ※A支部の6月の掛金は不要(法第114条第1項)。
3-1	月の途中で他共済から異動 	20万円	※掛金等は公立で徴収。(運用方針法第114条関係第1項・第2項2) 掛金の標準となる給料は資格取得時点(施行規程第163条第1項)。
3-2	月の途中で資格喪失後、当該月に公立で資格取得 	20万円	※掛金等は公立で徴収。掛金の標準となる給料は、資格取得時点(施行規程第163条第1項) ※地職の6月の掛金は不要(法第114条第1項)。
3-3	月の途中で他共済に異動 	20万円	※掛金等は地職で徴収。(運用方針法第114条関係第1項・第2項2) 掛金の標準となる給料は資格取得時点(施行規程第163条第1項)。
3-4	月の途中で資格喪失後、当該月に他共済で資格取得 	20万円	※掛金等は地職で徴収。掛金の標準となる給料は、資格取得時点(施行規程第163条第1項) ※公立の6月の掛金は不要(法第114条第1項)。

※備考の根拠条文は、H27.9.30時点の地共法等を示す。




A-2 平成27年9月以前(同月得喪)

	事例	掛金の標準となる給料	備考
1-1	<p>同月得喪(喪失後の加入なし)</p> <p>6/1 6/20 6/30</p> <p>----- 公立 -----</p> <p>給料 18万 喪失</p> <p>掛金等(短期) ○</p> <p>掛金等(長期) ○</p>	18万円	※6月は、年金算定時に公立の組合員期間となる。
1-2	<p>同月得喪(喪失後に国民年金、厚生年金、私学共済加入)</p> <p>6/1 6/20 6/30</p> <p>----- 公立 ----- 国民年金等加入</p> <p>給料 18万 喪失</p> <p>掛金等(短期) ○</p> <p>掛金等(長期) ×</p>	18万円	
1-3	<p>同月得喪(喪失後に他の公務員共済に加入)</p> <p>6/3 6/20 6/30</p> <p>----- 公立 ----- 地職 -----</p> <p>給料 18万 20万</p> <p>掛金等(短期) × ○</p> <p>掛金等(長期) × ○</p>	20万円	

B 平成27年10月以後(同月得喪以外)

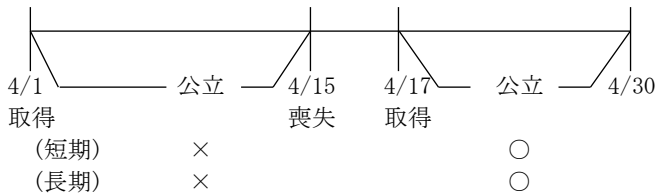
	事例	掛金の標準となる標準報酬	備考
1-1	引き続き公立・給料の変動なし  <p>標準報酬 34万 掛金等 ○</p>	34万円	
1-2	引き続き公立・月の途中で給料の変動あり  <p>標準報酬 34万 (報酬月額) 33万 掛金等 ○</p> <p>給料が月の途中で変動しても、6月の標準報酬は不変。</p>	34万円	
1-3	当月初日に資格取得・給料の変動なし  <p>標準報酬 34万 掛金等 ○</p>	34万円	
1-4	当月途中で資格取得・給料の変動なし  <p>標準報酬 34万 掛金等 ○</p>	34万円	
1-5	月の途中で資格喪失、当該月に再度資格取得。  <p>標準報酬 34万 掛金等 ×</p> <p>資格取得時決定</p>	36万円	
2-1	月の途中で支部間異動  <p>標準報酬 34万 (報酬月額) 33万 掛金等 ○</p> <p>×資格取得時決定なし</p>	34万円	※支部間異動の場合は、異動前の支部における標準報酬を引き継ぐ。 ※掛金等はA支部で徴収。(運営規則第41条)
2-2	月の途中で資格喪失後、当該月に他支部で資格取得  <p>標準報酬 34万 掛金等 ×</p> <p>資格取得時決定</p>	36万円	※掛金等はB支部で徴収。掛金の標準となる標準報酬は、資格取得時点。(運用方針第113条関係第2項1) ※A支部の6月の掛金等は不要。(法第114条第1項)
3-1	月の途中で他共済から異動  <p>標準報酬 34万 掛金等 ×</p> <p>資格取得時決定</p>	36万円	※掛金等は公立で徴収。(運用方針第114条関係第1項・第2項2) 掛金の標準となる標準報酬は資格取得時点。(運用方針第113条関係第2項1)
3-2	月の途中で資格喪失後、当該月に公立で資格取得  <p>標準報酬 34万 掛金等 ×</p> <p>資格取得時決定</p>	36万円	※掛金等は公立で徴収。掛金の標準となる標準報酬は、資格取得時点。(運用方針第113条関係第2項1) ※地職の6月の掛金等は不要。(法第114条第1項)
3-3	月の途中で他共済に異動  <p>標準報酬 34万 掛金等 ×</p> <p>資格取得時決定</p>	36万円	※掛金等は地職で徴収。(運用方針第114条関係第1項・第2項2) 掛金の標準となる標準報酬は資格取得時点。(運用方針第113条関係第2項1)
3-4	月の途中で資格喪失後、当該月に他共済で資格取得  <p>標準報酬 34万 掛金等 ×</p> <p>資格取得時決定</p>	36万円	※掛金等は地職で徴収。掛金の標準となる標準報酬は、資格取得時点(運用方針第113条関係第2項1) ※公立の6月の掛金等は不要。(法第114条第1項)

B-2 平成27年10月以後(同月得喪)

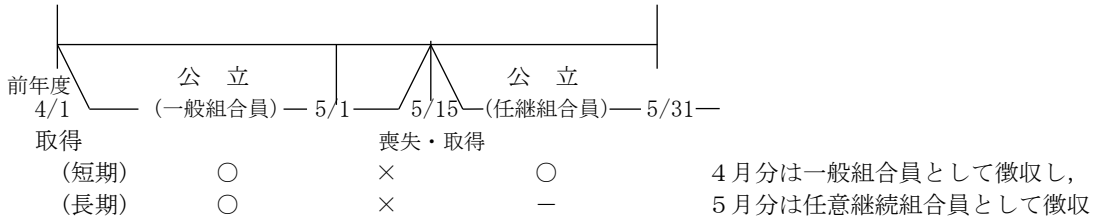
事例		掛金の標準となる標準報酬	備考
1-1	同月得喪(喪失後の加入なし)  標準報酬 34万 掛金等(短期) ○ 掛金等(退職等) ○ 掛金等(長期) ○	34万円	※6月は、年金算定時に公立の組合員期間となる。
1-2	同月得喪(喪失後に国民年金、厚生年金、私学共済加入)  標準報酬 34万 掛金等(短期) ○ 掛金等(退職等) ○ 掛金等(長期) ×	34万円	※退職等年金給付の掛金等は徴収(法第114条第2項ただし書き)
1-3	同月得喪(喪失後に他の公務員共済に加入)  標準報酬 34万 掛金等(短期) × 掛金等(退職等) × 掛金等(長期) ×	36万円	資格取得時決定

B-3 その他の事例

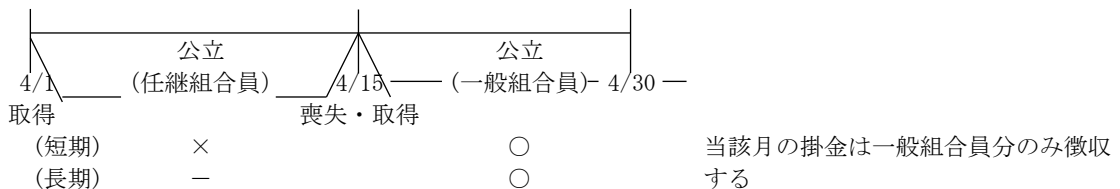
例1 一般組合員の資格を同月得喪し、当該月にさらに同月内に資格を取得した場合



例2 月の途中で任意継続組合員となった場合



例3 任意継続組合員の資格を同月得喪し、その後一般組合員になった場合



(3) 介護掛金・負担金の徴収および免除

ア 徴収対象組合員

介護保険第2号被保険者である組合員から徴収します。

※ 介護保険第2号被保険者とは、市区町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の公的医療保険の加入者をいいます。

イ 徴収の始期及び終期（下図「介護掛金徴収対象月例」参照）

- ・始期…40歳の誕生日の前日の属する月
- ・終期…組合員資格を喪失した日（退職日の翌日）の属する月の前月、または、65歳の誕生日の前日の属する月の前月

ウ 徴収適用除外者（免除）

- ①国内に住所を有しなくなったとき（例：海外日本人学校への派遣、配偶者同行休業等）
- ②障害者支援施設等に入所したとき

は、介護保険第2号被保険者の資格を喪失しますので、介護掛金・負担金が免除になります。

手続きについては、「**§5**の2 掛金（保険料）・負担金の免除に係る手続き」を参照してください。

【介護掛金徴収対象月例】（短期掛金には福祉掛金を含む） ○…徴収， ×…非徴収

- ・40歳未満の人で4月1日組合員資格取得の場合

4月1日組合員資格取得



	4月分	5月分
短期掛金	○	○
介護掛金	×	×

- ・組合員で10月2日が40歳の誕生日である人の場合

→介護保険第2号被保険者資格取得日＝10月1日

10月1日介護保険第2号被保険者資格取得日



10月2日（40歳誕生日）



	8月分	9月分	10月分	11月分
短期掛金	○	○	○	○
介護掛金	×	×	○	○

→10月分から介護掛金の徴収対象月となる

- ・組合員で10月1日が40歳の誕生日である人の場合

→介護保険第2号被保険者資格取得日＝9月30日

9月30日介護保険第2号被保険者資格取得日



10月1日（40歳誕生日）



	8月分	9月分	10月分	11月分
短期掛金	○	○	○	○
介護掛金	×	○	○	○

→9月分から介護掛金の徴収対象月となる

- ・組合員で10月1日が65歳の誕生日である人の場合

→介護保険第2号被保険者資格喪失日＝9月30日

//
(※介護保険第1号被保険者資格取得日＝9月30日)
9月30日介護保険第2号被保険者資格喪失日

↓10月1日(65歳誕生日)



	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
短期掛金	○	○	○	○	○	○
介護掛金	○	○	○	×	×	×

8月分までが介護掛金の ←
対象月となる

- ・介護保険第2号被保険者の組合員で3月31日退職の場合

3月31日退職



	2月分	3月分	4月分
短期掛金	○	○	×
介護掛金	○	○	×

3月分までが介護掛金の ←
対象月となる

(4) 出産・育児休業に伴う掛金(保険料)・負担金の免除

ア 産前産後休業中の組合員

平成26年4月から広島支部に申出を行うことにより産前産後休業期間中における掛金及び負担金も免除されるようになりました。産前産後休業の免除期間(注)は産前産後休業を開始した日の属する月から、その産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までとなり、短期掛金・負担金、福祉掛金・負担金、介護掛金・負担金、厚生年金保険料及び退職等年金掛金・負担金が免除されます。手続きについては、「**§5**」の2掛金(保険料)・負担金の免除に係る手続き」を参照してください。

(注)「産前産後休業」の免除期間とは

出産日(出産日が出産予定日より後の場合は出産予定日)以前42日(多胎妊娠は98日)から出産日後56日までの間で、妊娠または出産を理由として休業している期間をいいます。

★条例等により産前56日(8週間)の休暇が付与されている等、上記期間より長い産前産後休暇を取得した場合でも、掛金等免除の対象となる期間は上記の期間となります。

イ 育児休業中の組合員

広島支部に申出を行うことにより、育児休業を開始した日の属する月から、その育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで、短期掛金・負担金、福祉掛金・負担金、介

護掛金・負担金，厚生年金保険料及び退職等年金掛金・負担金が免除されます。

ただし，免除の期間は，最長で，当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月までとなります。

手続きについては，「**§ 5**」の2掛金（保険料）・負担金の免除に係る手続き」を参照してください。

【掛金・負担金の免除区分】

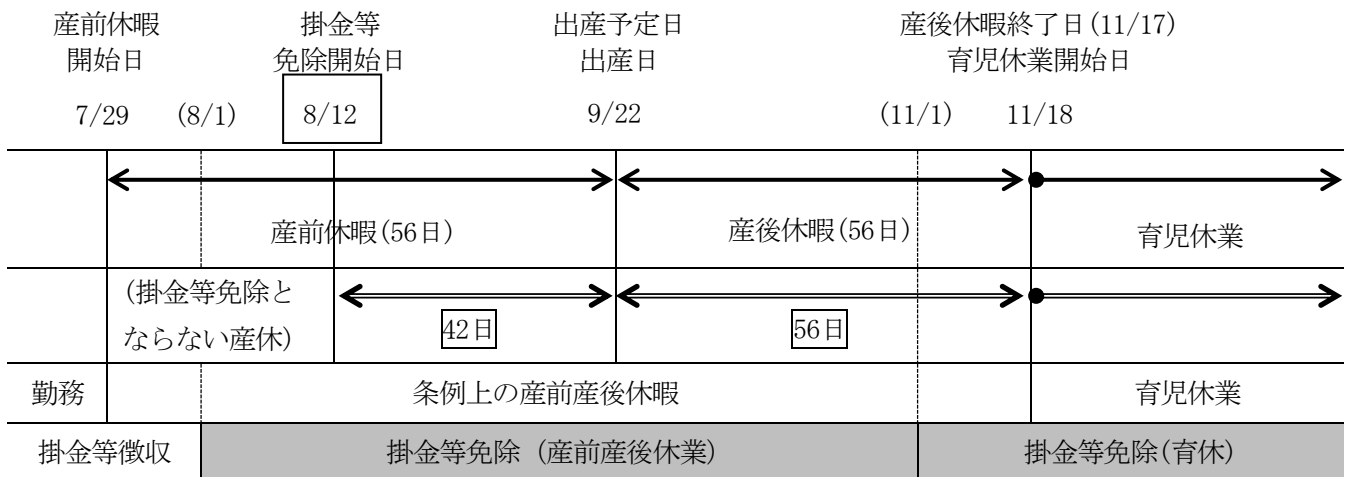
○…免除，×…免除対象外

		組合員負担	事業主負担	地方公共団体負担		
共 済 組	短期給付に 要する費用	短期給付	○	○	—	
		福祉事業	○	○	—	
		介護保険	○	○	—	
		育児・介護休業公的負担	—	—	×	
合	長期給付に 要する費用	長期給付	基礎年金	○	○	×
			厚生年金保険	○	○	—
			退職等年金	○	○	—
		公務による障害・遺族年金	—	×	—	

【出産に伴う掛金（保険料）・負担金免除の具体例】（全て単胎妊娠の場合）

(1) 出産予定日に出産した場合

産前休暇56日(8週間)産後休暇56日(8週間) 出産予定日・出産日：9月22日



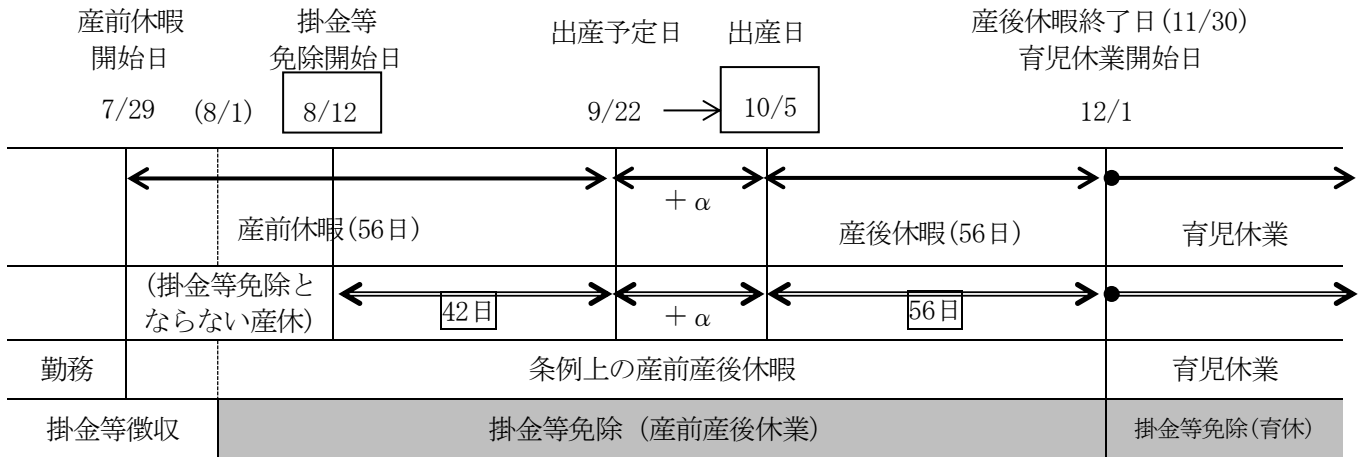
○掛金（保険料）の免除期間

産前産後休業：8月（産前産後休業を開始した日(8/12)の属する月）～10月（産前産後休業が終了する日(11/17)の翌日の属する月の前月）

育児休業：11月（育児休業を開始した日(11/18)の属する月）～

(2) 出産予定日より遅く出産した場合

産前休暇56日(8週間) 産後休暇56日(8週間) 出産予定日：9月22日 出産日：10月5日



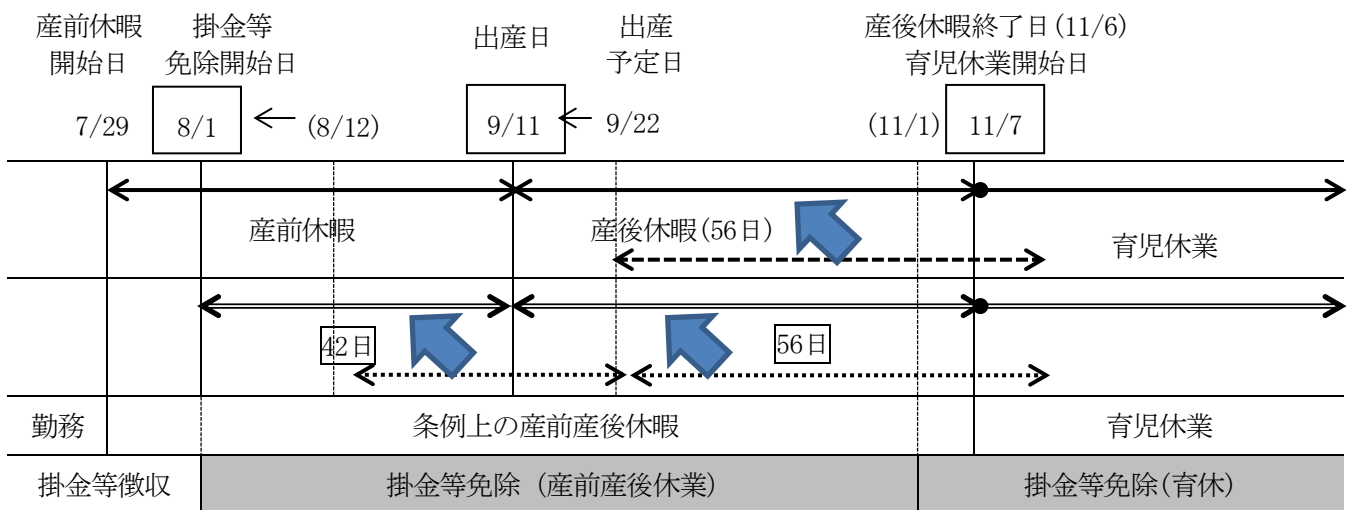
○掛金(保険料)の免除期間

産前産後休業：8月(産前産後休業を開始した日(8/12)の属する月)～11月(産前産後休業が終了する日(11/30)の翌日の属する月の前月)

育児休業：12月(育児休業を開始した日(12/1)の属する月)～

(3) 出産予定日より早く出産した場合(その1)

産前休暇56日(8週間) 産後休暇56日(8週間) 出産予定日：9月22日 出産日：9月11日



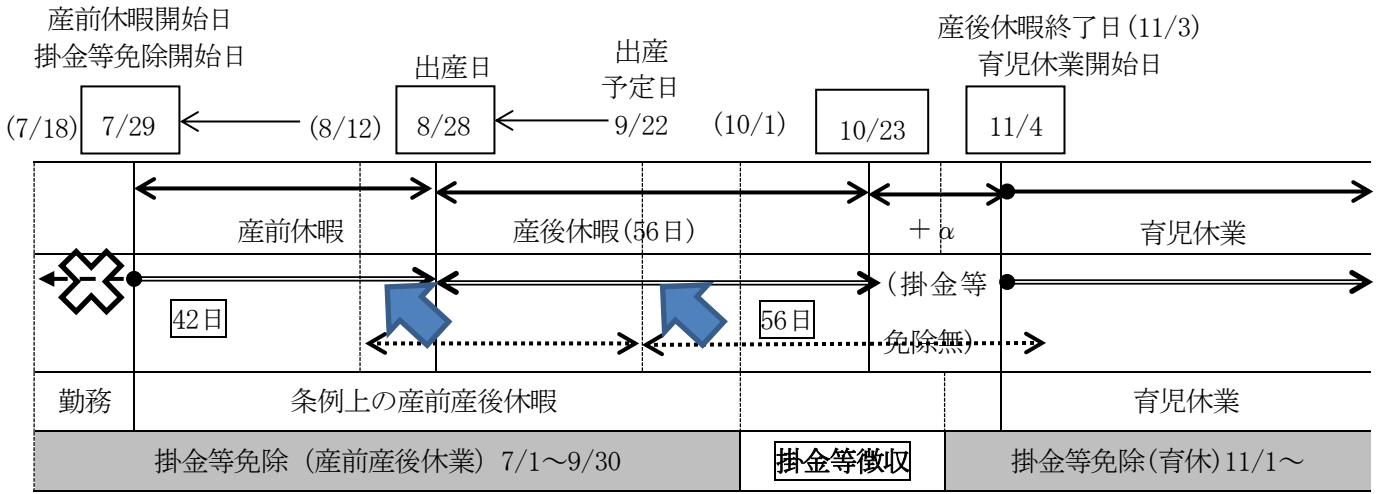
○掛金(保険料)の免除期間

産前産後休業：8月(産前産後休業を開始した日(8/1)の属する月)～10月(産前産後休業が終了する日(11/6)の翌日の属する月の前月)

育児休業：11月(育児休業を開始した日(11/7)の属する月)～

(4) 出産予定日より早く出産した場合 (その2)

産前休暇56日(8週間) 産後休暇56日(8週間)+α 出産予定日：9月22日 出産日：8月28日



- 「出産日以前42日」は7/18だが、掛金等免除開始日は、妊娠または出産を理由として休業を開始した日(7/29)となる。
- 産後休業に係る掛金等免除期間は出産日後56日までであり、産後休暇終了日まで延長されない。

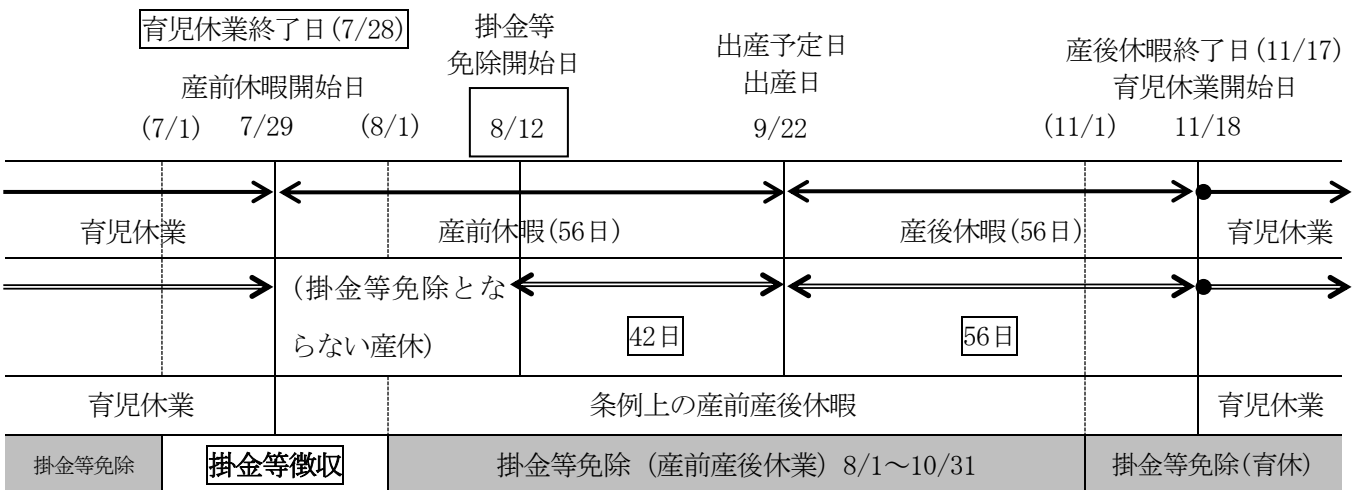
○掛金(保険料)の免除期間

産前産後休業： **7月** (産前産後休業を開始した日(7/29)の属する月) ~ **9月** (産前産後休業が終了する日(10/23)の翌日の属する月の前月)

育児休業：11月 (育児休業を開始した日(11/4)の属する月) ~ **※10月は掛金等が徴収される。**

(5) 育児休業から引き続き産前産後休業を取得する場合 (出産予定日どおり出産) その1

産前休暇56日(8週間)産後休暇56日(8週間) 後の子の出産予定日・出産日：9月22日



○掛金(保険料)の免除期間

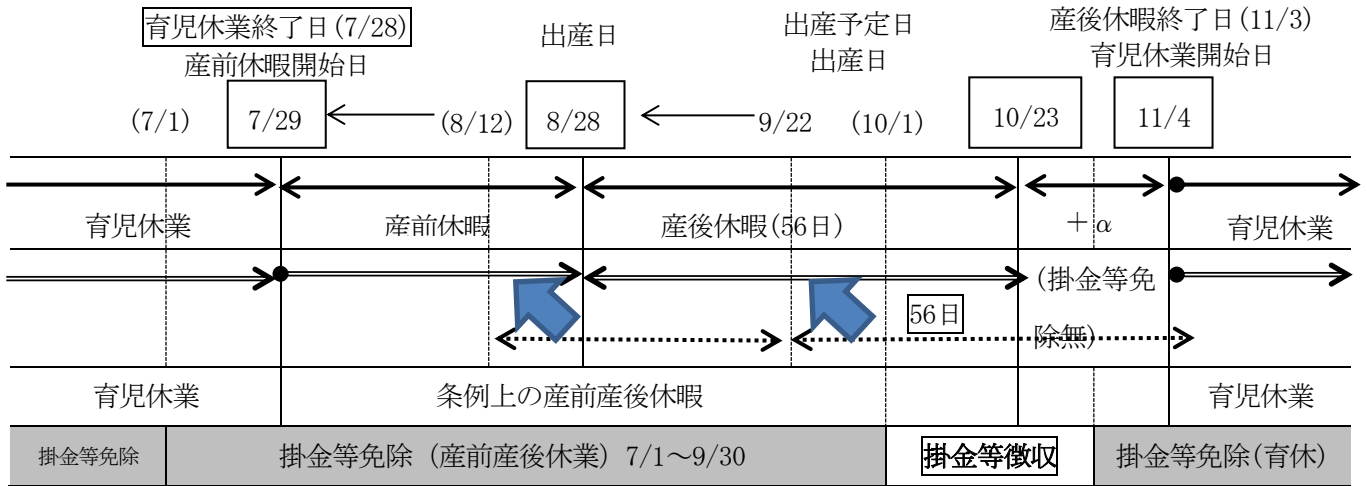
先の子の育児休業： ~ **6月** (育児休業が終了する日(7/28)の翌日の属する月の前月)

産前産後休業： 8月 (産前産後休業を開始した日(8/12)の属する月) ~ 10月 (産前産後休業が終了する日(11/17)の翌日の属する月の前月) **※7月は掛金等が徴収される。**

後の子の育児休業：11月 (育児休業を開始した日(11/18)の属する月) ~

(6) 育児休業から引き続き産前産後休業を取得する場合 (出産予定日より早く出産)

産前休暇56日(8週間) 産後休暇56日(8週間)+α
 後の子の出産予定日：9月22日 出産日：8月28日



○掛金（保険料）の免除期間

先の子の育児休業：～6月（育児休業が終了する日(7/28)の翌日の属する月の前月）

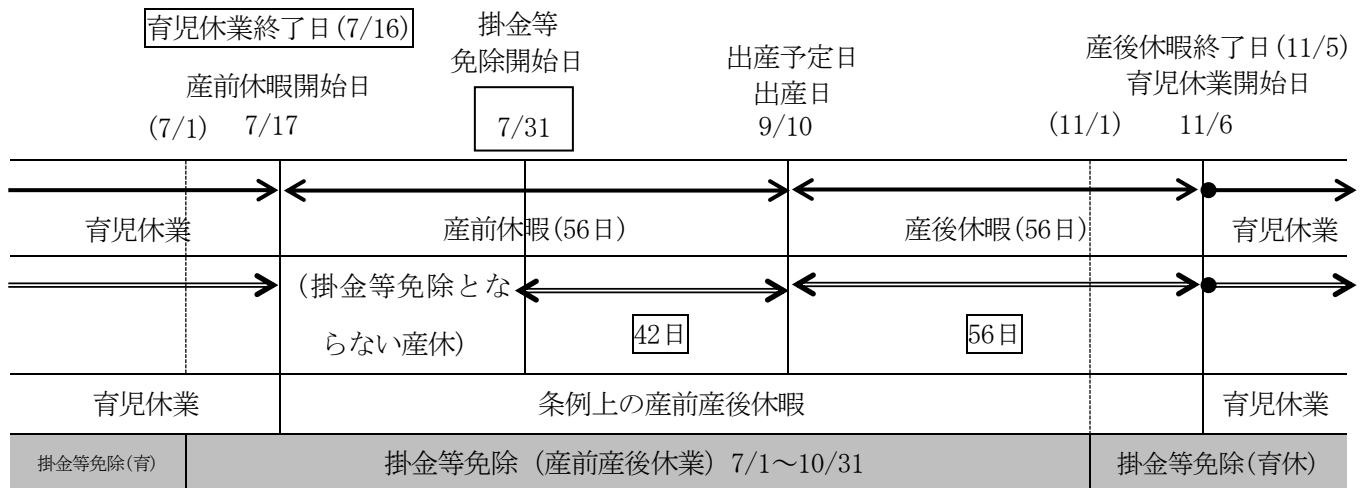
産前産後休業：7月（産前産後休業を開始した日(7/29)の属する月）～9月（産前産後休業が終了する日(10/23)の翌日の属する月の前月）

後の子の育児休業：11月（育児休業を開始した日(11/4)の属する月）～ **※10月は掛金等が徴収される。**

★ どのようなときに、掛金等が免除とならない月が発生するのか？
 ⇒ 掛金等免除にならない産休期間が、月をまたぐとき又は月の末日までであるときに発生する。

(7) 育児休業から引き続き産前産後休業を取得する場合 (掛金等免除にならない産休期間が月をまたがないとき)

産前休暇56日(8週間)産後休暇56日(8週間) 後の子の出産予定日・出産日：9月10日 の場合
 …掛金等免除にならない産休期間が月をまたがないので、掛金等が免除とならない月は発生しない。



○掛金（保険料）の免除期間

先の子の育児休業：～6月（育児休業が終了する日(7/16)の翌日の属する月の前月）

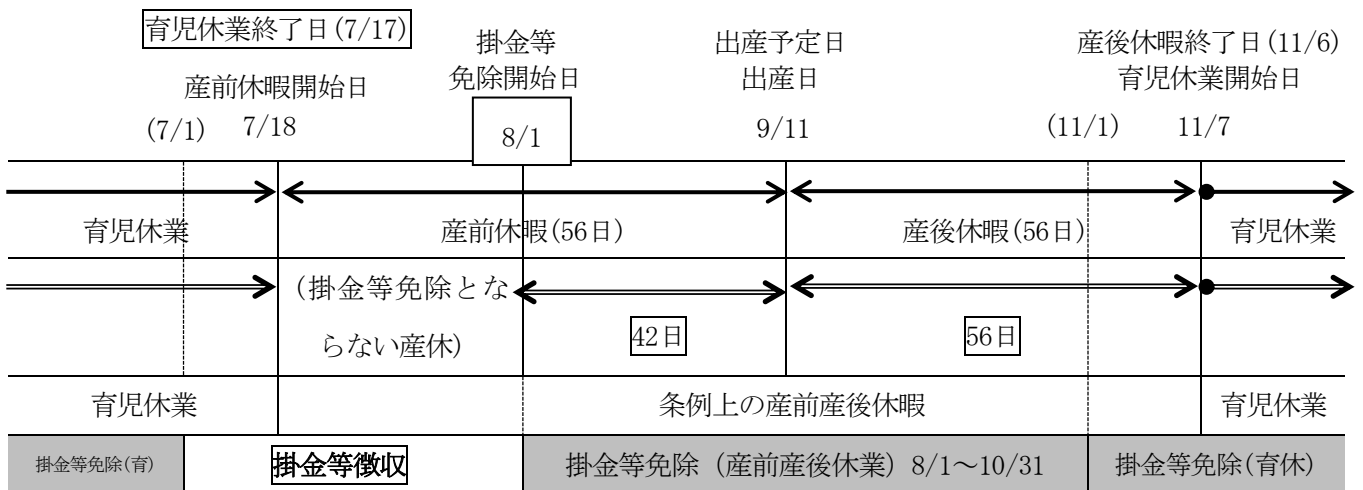
産前産後休業：7月（産前産後休業を開始した日(7/31)の属する月）～10月（産前産後休業が終了する日(11/5)の翌日の属する月の前月）

後の子の育児休業：11月（育児休業を開始した日(11/6)の属する月）～

(8) 育児休業から引き続き産前産後休業を取得する場合（掛金等免除にならない産休期間が月をまたぐとき）

産前休暇56日(8週間)産後休暇56日(8週間) 後の子の出産予定日・出産日：9月11日 の場合

…掛金等免除にならない産休期間が月の末日までであるので、掛金等が免除とならない月が発生する。



○掛金（保険料）の免除期間

先の子の育児休業：～6月（育児休業が終了する日(7/17)の翌日の属する月の前月）

産前産後休業：8月（産前産後休業を開始した日(8/1)の属する月）～10月（産前産後休業が終了する日(11/6)の翌日の属する月の前月） **※7月は掛金等が徴収される。**

後の子の育児休業：11月（育児休業を開始した日(11/7)の属する月）～

5 期末手当等から控除される掛金（保険料）・負担金の算定

組合員が、期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を受けた月に係る標準期末手当等の額を基準に算定します。標準期末手当等の額が遡って変更された場合は、変更された標準報酬月額を基準に算定し、掛金（保険料）・負担金の精算を行います。

6 期末手当等から控除される掛金（保険料）・負担金の徴収

毎月の給与と同様、組合員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までの期間（注）について徴収します。したがって、組合員資格を喪失した月以後に期末手当等が支給された場合は、掛金（保険料）・負担金は徴収しません。（ただし、退職前に支給された期末手当等に係る標準期末手当等の額が遡って変更された場合は、退職後であっても、掛金（保険料）・負担金の精算を行います。）

（注）ただし、次の場合は例月分とは取扱いが異なりますので注意してください。

○資格取得月に支給される期末手当等は支給基準日に資格があれば徴収対象ですが、支給基準日に資格がなければ短期・長期ともにすべて徴収対象外となります。

（例）12/21まで臨採（非組合員）、12/22から任期付（組合員）で12/27に期末手当等が支給される場合

→12/1の支給基準日に資格がないので徴収対象外

○同月得喪月に期末手当等が支給された場合は、資格喪失後の年金加入状況にもよりますが、資格喪失月に他年金制度の被保険者資格を取得する場合は、短期・長期ともすべて徴収しません。

【掛金（保険料）・負担金免除期間中等の取扱い】

① 期末手当等の支給日が、子の3歳の誕生日前である場合の取扱い

i 期末手当等の支給日及び支給日の属する月の末日が、両方とも育児休業又は産前産後休業による免除期間中である場合は、当該支給日に支給された期末手当等に係る掛金（保険料）・負担金は徴収しません。

ii 期末手当等の支給日は育児休業又は産前産後休業による免除期間中であるが、支給日の属する月の末日が免除期間中でない場合は、当該支給日に支給された期末手当等に係る掛金（保険料）・負担金を徴収します。

iii 期末手当等の支給日は育児休業又は産前産後休業による免除期間中ではないが、支給日の属する月の末日が育児休業又は産前産後休業による免除期間中である場合は、当該支給日に支給された期末手当等に係る掛金（保険料）・負担金は徴収しません。

② 期末手当等の支給日が、子の3歳の誕生日後である場合の取扱い

育児休業による免除期間ではないため、期末手当等が支給された場合には、掛金（保険料）・負担金を徴収します。

7 掛金（保険料）・負担金の納付

(1) 掛金（厚生年金保険料の組合員負担分を含む）

任意継続組合員以外の組合員については、給与支給機関が、組合員に支給する給与から控除し、組合員に代わって、広島支部に納付することになっています。

ただし、給与支給機関が給与から控除できない場合（無給休職者等）については、組合員が直接広島支部に納付する必要があります。広島支部から組合員に振込依頼書（入金票）を送付しますので、その月の末日までに納付してください。

【臨時的任用職員の取扱い】

共済組合の資格を取得した臨時的任用職員のうち、組合員期間が1か月以上ある人については給与から控除されますが、1か月未満の人については給与から控除されませんので、組合員が、広島支部から送付する振込依頼書（入金票）により、その月の末日までに納付することになります。

【任意継続組合員の取扱い】

任意継続掛金及び介護掛金を、組合員自身が広島支部に納付する必要があります。「任意継続組合員申出書」で選択した方法により、期限までに広島支部に納付してください。

（「§ 1 4」の4の（1）退職後に加入する医療保険制度」を参照してください。）

(2) 負担金（厚生年金保険料の事業主負担分、基礎年金公的負担、公務等給付負担金を含む）は 給与支給機関が、広島支部の指定する口座に納付します。

《県互助組合》

県互助組合の諸事業に要する費用は、組合員の掛金及びこれから生じる利息収益等で賄われています。

1 掛 金

(1) 掛金の額等（互組合員規則第11条）

組合員は、次の掛金を毎月納入しなければなりません。

掛金の算定基準は、給料の月額（教職調整額・給料の調整額を含む。）です。

ア 事業掛金……………給料月額の6/1000

イ 被扶養者掛金……………1人当たり月額200円（上限800円）

ウ 生涯福祉掛金……………給料月額の2/1000

エ 退職医療掛金……………給料月額の2/1000

ただし、次に掲げる期間の属する月の掛金については納入しないことができます。

- (ア) 育児休業の期間
- (イ) 休職の期間のうち、有給の期間を除いた期間
- (ウ) 介護休暇のため給与の減額を受けた期間
- (エ) 在外教育施設派遣教員に同行する配偶者である教員の給与が支給されない期間
- (オ) 産前産後休業の期間

(2) 掛金の納入方法 (㊦組合員規則第12条)

掛金は、組合員の給与支給機関が組合員の給料その他の給与から控除して、これを組合員に代わって県互助組合へ払い込みます。

(3) 掛金を納入すべき期間

県互助組合に加入した日の属する月から組合員でなくなった日の属する月の前月までとします。

(4) 社会保険料控除対象額

事業掛金の10%及び被扶養者掛金

§ 5の2 掛金（保険料）・負担金の免除に係る手続き

《共済組合》

1 出産・育児休業に伴う掛金（保険料）・負担金の免除の手続き

下表のとおりとなります。いずれも、組合員が記入し、所属所長の証明を受けて、添付書類とともに提出してください。様式及び記入例については、様式集を参照してください。

事由	提出書類名	添付書類（注3）
産前産後休暇を取得することが決まったとき	①「産前産後休業掛金等免除申出書」（注1）	ア 産前産後休暇を取得していること及びその期間がわかる書類 （特別休暇届・休暇簿の写し等） イ 子の出産予定日を証明する書類（母子手帳の写し、妊娠証明書等）（注4）
出産予定日と出産日が異なったとき	②「産前産後休業掛金等免除変更申出書」（注1）	ア 産前産後休暇を取得していること及び <u>変更後の期間がわかる書類</u> （出産報告書、出産届、休暇簿の写し等） イ 子の出産日を証明する書類（母子手帳の写し、出生届受理証明書等）（注4）
やむを得ず、出産後に初めて申出をするとき	③「産前産後休業掛金等免除申出書」（注1）	ア 産前産後休暇を取得していること及び <u>変更後の期間がわかる書類</u> （出産報告書、出産届、休暇簿の写し等） イ 子の出産予定日を証明する書類（母子手帳の写し、妊娠証明書等）（注4） ウ 子の出産日を証明する書類（母子手帳の写し、出生届受理証明書等）（注4）
育児休業を取得することが決まったとき	④「育児休業等掛金等免除申出書」	事実を証明する書類 （育児休業辞令の写し等）
育児休業の期間を変更することが決まったとき	⑤「育児休業等掛金等免除変更申出書」（注2）	事実を証明する書類 （育児休業辞令の写し等）

（注1） 出産予定日に基づくもので、出産前に①を提出し、出産日が確定した段階で、出産後に②を提出してください。（原則、出産予定日と出産日が同日の場合は②の提出は不要ですが、出産前に産後期間を証明する書類を添付できない場合は、②の提出が必要。）
やむを得ず出産後に初めて申出をする場合は、③を速やかに提出してください。

（注2） 当該子が3歳に達する日までに育児休業期間を短縮又は延長した場合に⑤を提出する。

例) 先の子の育児休業期間中に、後の子の産前産後休暇を取得する場合

⇒後の子の産前休暇開始日の前日で、先の子の育児休業が終了するため提出が必要。

(注3) 添付書類は、写しを提出する場合は、所属所長の原本証明が必要です。

(注4) 多胎の場合は人数の証明も必要。(母子手帳や出生届受理証明書は人数分の写しが必要)

2 介護掛金・負担金の免除に係る手続き

40歳以上65歳未満の組合員及び被扶養者は介護保険第2号被保険者となっていますが、下表の喪失事由に該当するときは、介護保険第2号被保険者の資格を喪失し、介護掛金・負担金が免除になります。

また、喪失事由に該当したのち、下表の資格取得事由に該当した場合は、再び介護保険第2号被保険者となるため、介護掛金・負担金を徴収するようになります。

喪失又は取得事由に該当する場合には、下表の書類を添付書類とともに提出してください。様式及び記入例については、様式集を参照してください。

区分	事由	提出書類名	添付書類(注1)
喪失	国内に住所を有しなくなったとき (例:海外日本人学校への派遣, 配偶者同行休業等)	「介護保険第2号被保 険者資格喪失届書」	国外へ転出の届日が記載され た住民票の写し
	障害者支援施設等に入所したとき		障害者支援施設等への入所日 が記載された施設の発行した 通知等の写し
取得	国内に住所を有するに至ったとき	「介護保険第2号被保 険者資格取得届書」	国内へ転入の届日が記載され た住民票の写し
	障害者支援施設等を退所したとき		障害者支援施設等からの退所 日が記載された施設の発行し た通知等の写し

(注1) 添付書類は、写しを提出する場合は、所属所長の原本証明が必要です。